

第8回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成27年9月12日（土）、東京都千代田区の「ちよだプラットフォームスクウェア」において、ゆうちょ財団主催の「第8回 知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が開催されました。

障がいのある人の収入の中で、最も大きな比重を占めているのが公的年金です。知的障がい、または就労困難な発達障がいのある人は、この公的年金の受給を軸に最低限の収入を確保できるようにすることが大切です。

今回の講座は、障害年金に詳しい社会保険労務士の小宮山伸氏に講師をお願いし、障害年金の受給手順のポイントについて、お話をいただきました。

障害年金の請求で気をつけることは、

①年金制度の基本的な仕組みを理解すること、②請求する障害の障害認定基準を読んでおくこと、③医師とのコミュニケーションをよくとること、④医師には自分の本当の生活状態を漏れなく伝えること、⑤矛盾がないよう請求ストーリーを組み立てること、⑥家族など誰か他の人に書類をチェックしてもらうこと
です。

障害年金の請求手続は書面だけで行い、面談などは行わず障害認定の可否を判断することになりますので、どれだけ精度の高い書類を準備できるかが受給の分かれ道になります。

そのためには、上記のとおり、診断書を書く医師とのコミュニケーションをよくとること、医師には自分の本当の生活状態を漏れなく伝えることです。

注意したいのは、医師からもらった診断書を、中身も確認しないで、そのまま請求書類に添付してしまわないことです。医師とのコミュニケーションの結果としての診断書ですので、こちらの伝えたことがうまく伝わったのかを確認することが必要です。そのためには必ず診断書の中身を確認し、不備な点があれば再度医師に状態を伝えることがポイントです。

また、病歴・就労状況等申立書の作成は請求者が記述しますので、できるだけ具体的な記述をすることが望ましいことになります。

講座は、実際の診断書（精神の障害用）をもとに、各項目の具体的な説明を行ったほか、講師自身が請求者からの依頼により、年金請求を行った際の体験についても触れ、非常に分かりやすいものでした。



次回の金融教育支援員向けセミナーは、平成27年10月3日（土）、名古屋市での開催を予定しています。多くの皆さんの参加をお待ちしています。